

3

基本方針 3

安全と安らぎのある まちづくり

1 安心・安全なまちづくりの推進

- 1 交通安全意識の啓発
- 2 犯罪のない住みよいまちづくりの推進
- 3 防災・減災のまちづくりの推進
- 4 放射能対策の推進



基本方針3 安全と安らぎのあるまちづくり

1. 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

- ◆ 東日本大震災の経験から「自助」「共助」「公助」の重要性が再認識されたところですが、今後も集中豪雨による水害や、大規模地震などの災害への備えが求められます。「丸森町地域防災計画」にかかげる「自助」「共助」「公助」を防災まちづくりの基本として、引き続き、消防団や自主防災組織の充実を図るとともに、町民、関係機関、行政が連携を図りながら総合的な地域防災活動を展開していく必要があります。
- ◆ 本町では、これまで地域防犯活動や交通安全運動など、町民のたゆまない努力により、犯罪抑止や交通事故防止の成果が挙がっています。今後も引き続き、防犯体制の充実や交通環境の改善、交通安全マナーの向上などに地域が一丸となって推進していく必要があります。
- ◆ 平成23年3月に起きた東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質により、一部の農林産物の出荷制限や風評被害により大きな経済的影響を受けました。現在でも継続的に空間放射線量の測定を行っており、安全性には問題のない値で落ち着いていますが、いまだ出荷制限が解除されていない林産物があり、町民の不安も残っていることから、適切な情報公開や放射線測定などによって慎重に対応していく必要があります。
- ◆ 本町の公共施設や住宅の放射性廃棄物の除染は平成26年度に完了しており、各地区に建設した仮置場で適切に保管している状況であります。現在、国が設置を進めている最終処分場の早期決定が待たれており、一日も早い解決が求められています。

施策の基本方針

防犯への意識を高めるとともに、「自助」「共助」「公助」の観点から一人ひとりの防災や防火への関心を高め、地域ぐるみの防犯、防災対策を推進します。また、放射性物質の適正処理・適切な情報発信により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策体系

安心・安全なまちづくりの推進

- 交通安全意識の啓発
- 犯罪のない住みよいまちづくりの推進
- 防災・減災のまちづくりの推進
- 放射能対策の推進

施策に対する目標	平成25年度 (現況値)	平成31年度 (中間値)	平成36年度 (目標値)	単位
安心して暮らせるよう交通安全や防犯、防災対策に満足している町民の割合	42.9	50.0	55.0	%

主要施策の概要

①交通安全意識の啓発

交通安全運動や児童の登下校時の指導などを実施することにより交通安全意識を啓発するとともに、町民一丸となった交通事故防止に努めます。近年、高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者に対する交通安全教育の徹底を行うとともに、交通ルール遵守とマナーの向上を図ります。

目標設定指標	平成25年度 (現況値)	平成31年度 (中間値)	平成36年度 (目標値)	単位
交通事故発生件数	33	28	25	件

主要事業

- 交通安全活動事業
- 交通安全自主的活動団体支援事業

②犯罪のない住みよいまちづくりの推進

警察との連携のもと、家庭、学校、地域が一体となって防犯意識の高揚に取り組むとともに、犯罪の未然防止に努めます。近年、高齢者を狙った犯罪も増加傾向にあり、特に特殊詐欺については手口が巧妙化、複雑化、多様化していることから、地域が連携し防犯体制の強化、充実を図ります。

目標設定指標	平成25年度 (現況値)	平成31年度 (中間値)	平成36年度 (目標値)	単位
町内の犯罪件数	69	60	50	件

主要事業	● 防犯活動事業	● 防犯自主的活動団体支援事業

③防災・減災のまちづくりの推進

各地で異常気象や集中豪雨による浸水被害が発生するなど以前とは異なった自然災害が増加していることから、災害に強い、安心・安全のまちづくりに向けて、防火・防災施設の充実により、消防力や緊急時の対応能力を高めるとともに、防災、危機管理に対する町民の意識の向上を図ります。

目標設定指標	平成25年度 (現況値)	平成31年度 (中間値)	平成36年度 (目標値)	単位
自主防災組織の結成率	78.0	100.0	100.0	%

主要事業	● 消防団活動事業	● 自主防災組織育成事業
	● 防災用屋外放送設備増設事業	

④放射能対策の推進

原子力発電所の事故対応により発生した放射性廃棄物の適正管理、最終処分の促進とともに、放射性物質に関する適正な情報の発信、子どもを対象とした甲状腺検査等により、町民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりを行います。

目標設定指標	平成25年度 (現況値)	平成31年度 (中間値)	平成36年度 (目標値)	単位
放射性廃棄物適正管理率（仮置場）	0.0	100.0	100.0	%
放射性廃棄物処理率	0.0	100.0	100.0	%

主要事業	● 事故対策管理事業	● 空間放射線量測定事業
	● 食品等放射能測定事業	● 焼却灰対策事業
	● 除染廃棄物対策事業	● 町民健康調査事業（甲状腺検査）



※放射性廃棄物処理について
 放射性廃棄物 8,000 Bq/L/kg 超の廃棄物については、国から指定廃棄物の指定を受け、国の責任において設置する最終処分場に於いて処理することとなる。
 また、8,000 Bq/L/kg 以下の廃棄物については、既存の一般廃棄物最終処分場に於いて処理することとなる。
 平成 26 年現在、国等の処理方針が未定であることから目標年は推定としている。方針が決定次第、目標年に関わらず放射性廃棄物の処理を実施するものとする。